

浄化槽の維持管理を

行っていますか？

浄化槽は、私たちの毎日の生活から出る生活排水を、微生物の力できれいな水にして、自然に戻してくれる大切な役割を果たしています。しかし、この浄化槽の維持管理をしなければ、機能が低下し、汚れた水が排水路に流れ出します。そうすると、他人に迷惑を掛けるばかりでなく、環境汚染を引き起こしてしまいます。

そのため、浄化槽は、保守点検・清掃の必要があり、また、これらを総合的に診断する法定検査を定期的に受検することが浄化槽法により義務付けられています。

義務 年に4回以上の保守点検

浄化槽は、機能を維持するため、年4回以上(形式などにより回数異なります)の保守点検が必要です。保守点検は、知事登録を受けた「浄化槽保守点検業者」に必ず依頼しましょう。

また、保守点検を行った場合、点検記録票が渡されますので3年間保存しておきましょう。

義務 年に1回以上の清掃

浄化槽は、適正に使用しても、1年を経過すると槽の中に微生物の死骸などがスカムや汚泥となって溜まります。スカムや汚

泥が溜まりすぎると浄化槽の機能に支障をきたし、水質低下や悪臭の原因となりますので、年1回以上(全バッキ式は、半年に1回)の清掃が浄化槽法で義務付けられています。

※清掃は市の許可を受けた「浄化槽清掃業者」へお申し込みください。

義務 法定検査の受検

○7条検査…浄化槽を使い始めて、3か月から5か月の間に実施する検査で、工事の状況や放流水のBOD検査等を行い、総合的に設置の状態を判定します。

○11条検査…毎年1回実施する検査で、浄化槽の放流水のBOD

検査等を行い、浄化槽の機能判断を行います。

※検査は、愛媛県知事の指定検査機関(社)愛媛県浄化槽管理センターが行いますので、必ず検査を受けてください。

浄化槽らくらく一括契約をおススメします

「保守点検」+「清掃」+「法定検査」を一括して契約するのが『浄化槽らくらく一括契約』です。

■対象地区 本庁地区

■一括契約のメリット

- 保守点検・清掃・法定検査を同時に契約。
- 年間費用が明確。
- 約5,000円おトクになります。(右表)
- 浄化槽トラブルに迅速に対応。

■年間料金表(主なもの)

浄化槽	一般の契約料金	
5人槽	点検	49,730円
7人槽	清掃	56,760円
10人槽	検査	75,030円

浄化槽	らくらく一括契約	
5人槽	点検	44,900円
7人槽	清掃	52,250円
10人槽	検査	68,000円

■問い合わせ

○浄化槽らくらく一括契約
中予浄化槽管理協同組合

☎923-5608

○清掃に関するお問い合わせ

・本庁地区…(有)伊予環境保全

☎982-2587

・中山地区…大山衛生社

☎984-1699

・双海地区…(有)松下衛生社

☎987-0230

○法定検査に関するお問い合わせ

(社)愛媛県浄化槽管理センター

☎925-2661

○浄化槽に関するお問い合わせ

伊予市水道部下水道課

☎982-1111(内線599)



12月は一斉滞納整理強化月間です

税金はきちんと納めましょう

伊予市を含む県内20市町、愛媛県、愛媛地方税滞納整理機構では、税の公平性確保と滞納額の縮減を図るため、12月を「一斉滞納整理強化月間」と定め、県下一丸となって、滞納整理の強化に取り組みます。

滞納整理強化月間中の取り組み

税の滞納者に対する集中的な納税の催告を行います。
十分な財産を持ちながら、滞納している場合には、積極的な財産の差押を実施します。



《差押の対象となる財産》

給与・預金・保険・動産・不動産などのすべての財産差押禁止財産を除くが対象となります。
なお、自動車はタイヤロックを実施することがあります。

※12月10日(木)には、愛媛地方税滞納整理機構を中心に、不動産合同公売会も実施する予定です。

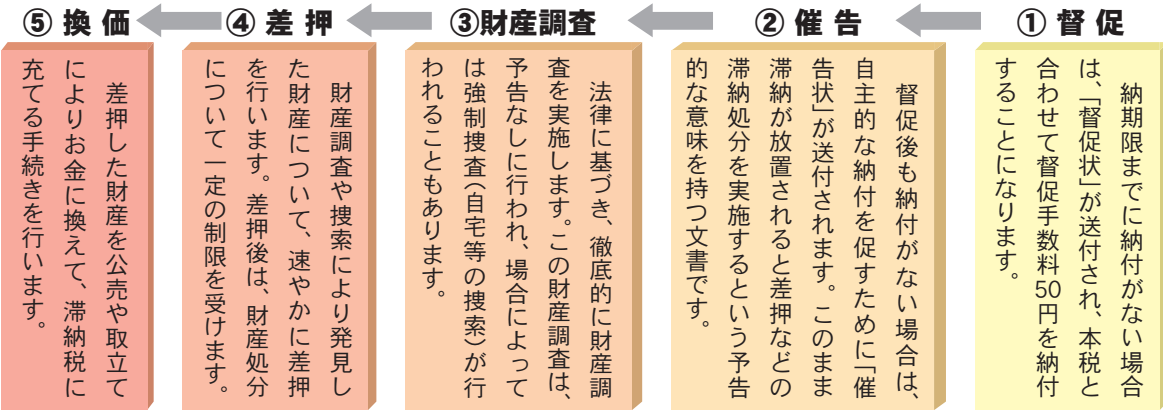
納期限までに納めない

延滞金がかかります

市税を納期限までに納めない
と、本来納めるべき税額のほかに、延滞金もあわせて納付しなければなりません。

この延滞金は、納期限の翌日から完納する日までの経過日数に応じて、年14.6%の割合(最初の1か月は特例割合)で課されるもので、納期限内に納税された方との公平性を保つたものです。(右下表参照)

税金を滞納すると
どうなる？



■延滞金の計算例

税目	市県民税
税額	73,000円
納期限	平成20年10月31日
納付日	平成21年10月30日
督促手数料	50円
延滞金	10,000円

納期限を1年経過して納付する場合、税額73,000円に対し、合計10,050円を余計に支払わなくてはなりません。

愛媛地方税滞納整理機構とは

愛媛地方税滞納整理機構は、平成18年に、愛媛県内の全20市町で構成する一部事務組合として組織されました。

本機構は、各市町からの徴収困難な案件を引き受け、差押などの滞納処分を前提として滞納整理を行っている機関であり、県内市町の徴収の最終機関として重要な役割を果たしています。

《基本姿勢》

悪質な滞納は許さない。

ゴネ得、逃げ得は許さない。

■問い合わせ

○愛媛地方税滞納整理機構

☎ 913-15800、ホームページ <http://www.ehime-kkou.jp/>

○伊予市税務課収納担当

☎ 982-1111 (内線548)